

# 住居確保給付金の支給（転居費用補助）

家族の死亡、本人や家族の離職、休業等で世帯の収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対して、一定の転居費用の補助をすることで、新たな住居での家計の立て直しや改善に向けた支援を行います。

支給対象となる方（すべてチェックが付いた方）…裏面の【お問い合わせ先】にご連絡ください

- ☐ ① 世帯員の死亡や、申請者や世帯員の離職、休業等で世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失または喪失するおそれのある方
- ☐ ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から、2年以内である方
- ☐ ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者である方
- ☐ ④ 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下の方

| 世帯人数 | 基準額      | (家賃額の上限)       | 収入基準額（上限の家賃額の場合） |
|------|----------|----------------|------------------|
| 1人   | 86,000円  | +家賃額 (32,000円) | 118,000円         |
| 2人   | 124,000円 | +家賃額 (38,000円) | 162,000円         |
| 3人   | 147,000円 | +家賃額 (42,000円) | 189,000円         |
| 4人   | 175,000円 | +家賃額 (42,000円) | 217,000円         |
| 5人   | 209,000円 | +家賃額 (42,000円) | 251,000円         |

※給与収入の場合は、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費支給額を除く）で算出します。

※年金、仕送り額も含めます。

- ☐ ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金、現金、債券、株式及び投資信託）の合計額が次の表の金額以下の方

| 世帯人数 | 金融資産         |
|------|--------------|
| 1人   | 516,000円     |
| 2人   | 744,000円     |
| 3人   | 882,000円     |
| 4人以上 | 1,000,000円未満 |

- ☐ ⑥ 転居により家計改善が見込まれる方

！家計改善支援事業による家計改善のための支援を受ける必要があります！

例1）転居による家賃減額で、家計全体の支出の削減が見込まれる。

例2）転居による家賃増額はあるが、その他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれる。

- ☐ ⑦ 転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない方
- ☐ ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない方

## 支給額（上限額）

下記の額を上限とし、支給対象となる経費を支給します。

転居先の住宅に係る初期費用については、原則、不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

上記以外の経費については、業者等の口座へ直接振り込みまたは受給者の口座等への支給となります。

| 世帯人数  | 上限額      |
|-------|----------|
| 1人    | 96,000円  |
| 2人    | 114,000円 |
| 3人～5人 | 126,000円 |
| 6人    | 135,000円 |
| 7人以上  | 150,000円 |

※ 転居にかかる費用が支給額の上限を超過する場合は、その差額については自己負担となります。実際の支出額が支給額を下回った場合は、その差額については返還となります。

## 支給対象経費

- ① 転居先への家財の運搬費用
- ② 鍵交換費用
- ③ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ④ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）

## 支給対象外経費

- ① 敷金（返還される場合もあるため対象外）
- ② 契約時に払う家賃（前家賃）
- ③ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

よくわからない…  
もっと知りたい…

方はお問い合わせください  
◎窓口が混雑する場合がありますので、  
事前の予約をお勧めします



来所する時は給与明細、転居にかかる費用が分かるもの（見積書など）をご持参ください

## 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

福祉あんしんセンター（自立相談支援事業）

大村市本町458-2 プラットおおむら3階

電話 0957-47-8686（業務時間：月～金 8:30～17:15）